

令和7年5月市議会臨時会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	報告第 1 号	高槻市市税条例中一部改正の専決処分報告について	<令和7年5月市議会臨時会専決処分報告条例概要のとおり>

令和7年5月市議会臨時会専決処分報告条例概要

報告 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考
1	高槻市市税条例中一部改正の専決処分報告について	「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）」による地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正を行う。 1 軽自動車税関係 原動機付自転車のうち、2輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を1台につき年額2,000円とする。（第85条関係） 2 固定資産税関係 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置について、固定資産税の納税義務者から申告書の提出がない場合においても、当該マンションの管理組合の管理者等から必要な書類の提出があり、かつ、一定の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。（附則第19条の3関係）	令和7年4月1日から施行する。